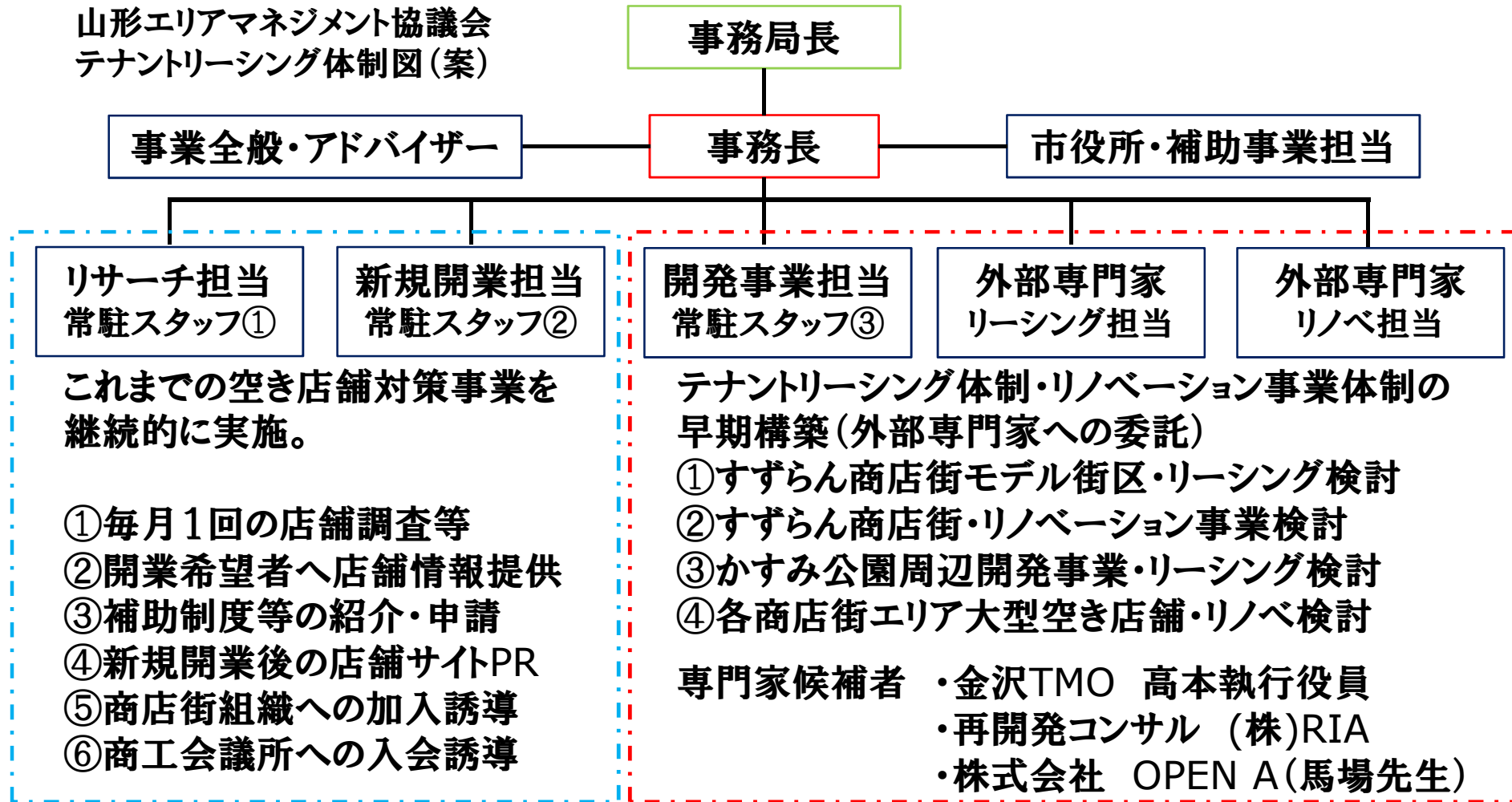


今後の体制について

1. テナントリーシングの体制について

今後、テナントリーシングを新たに行っていくためには、外部専門家との連携(委託)を行うとともに、外部専門家がテナントリーシングを行う際には、常駐スタッフも同行することで、リーシングのノウハウを学び、人材育成を同時に行える体制を構築していく必要があると考えます。

山形エリアマネジメント協議会
テナントリーシング体制図(案)



2. 都市再生推進法人

現在、すずらん商店街区やシネマ通りで取り組んでいるテラス化プロジェクトもウォークブル都市の方向性と一致した事業であり、コロナ禍における特例措置として実施出来ました。

今後、こうした事業展開を持続的に実行、且つ、拡大していくためには「都市再生推進法人」の指定は必須であると考えます。

また、国土交通省が進める『「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出による「魅力的なまちづくり」』の中で、この「都市再生推進法人」に対して、様々な支援策を打ち出しています。

「都市再生推進法人」にしか申請出来ない補助メニューも存在します。

更に、すずらん商店街区全体の通り形成の向上事業やかすみ公園周辺開発事業等を効果的且つ一定の補助事業運用を行なう場合には、こうした周辺部における一体的な整備計画として、「都市再生整備計画」の立案を行なう事が最良だと考えます。

こうした計画実行についても、最終的には「都市再生推進法人」が必要です。

加えて、駅前周辺や七日町といったエリア別に、こうした「都市再生推進法人」が存在し、エリア活性化の事業実行体となることが望ましいと考えます。

3. 山形エリアマネジメント協議会と連携する法人の設置

任意団体である山形エリアマネジメント協議会の役割はまちづくりを包括する事であると考
えます。

しかしながら、先述しましたように、国の支援を受けながら事業展開を行うためには、「都市
再生推進法人」の指定を受ける事が重要となりますが、任意団体である現在の山形エリア
マネジメント協議会は、「都市再生推進法人」の指定を受けることが出来ません。

そのため、資料6で記載した

- ①キャッシュレスプラットフォーム構築によるペイバック受領事業
- ②ICカードを活用した駐車場決済&ポイント付与事業(新たな共通駐車サービス事業)
- ③駅前周辺部での「都市再生整備計画」の提案

のような事業を今後展開していけるようにするために、別法人(都市再生推進法人)の設立
を目指していかなければなりません。

また、エリア毎に存在する法人で対応可能な事業や、若手の意欲的な事業者が実施しよ
うとする事業については、街全体のバランスを取りつつ、各事業者を支援していける体制が
必要なため、その役割を山形エリアマネジメント協議会が担っていければと思います。

今後、全体の事業及びスケジュール並びに様々な事業展開に連携する外部組織体との
関係性を考慮しつつ、最終的な法人のあり方について、早期に検討を進めてまいります。